

# 空き家子育て活用促進奨励金

中学生以下の子供がいる世帯が空き家・空き地バンクを利用して空き家を購入又は賃借した際、引越し費用や仲介手数料の補助として一律20万円を助成しています。

## 対象者

- 転入日前 5 年以上町外の住民であった方で、空き家を購入または賃借をして町外から転入し、5 年以上居住する方
- 中学生以下の子どもと同居している方
- 申請日の属する年度の前年度において市区町村民税等(市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)の滞納がない方
- 自治会等に加入していただける方

## 助成金額

20万円

## 提出書類

- 利根町空き家子育て活用促進奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 利根町空き家子育て活用促進奨励金誓約書（様式第2号）
- 自治会等加入証明書（様式第3号）
- 住民票（世帯全員の記載があるもの）※利根町に転入後の住民票
- 転入日前5年以上利根町の住民でないことを証する書類（戸籍の附票等）
- 申請日の属する年度の前年度分の市区町村民税等(市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)に滞納がないことを証する書類
- 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 口座振替依頼書

## 交付申請手続の流れ

